鳥取県議会告示第1号

鳥取県議会事務局組織規程(平成7年鳥取県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

平成20年3月28日

鳥取県議会議長 鉄 永 幸 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改正前
(各課及び室の分掌事務)	(各課及び室の分掌事務)
第3条 各課及び室においては、次の事務をつかさど	第3条 各課及び室においては、次の事務をつかさど
る。	る。
総務課	総務課
(1)~ (14) 略	(1)~ (14) 略
(15) 諸規程の制定又は改廃に関すること。	
<u>(16)</u> 略	<u>(15)</u> 略
<u>(17)</u> 略	<u>(16)</u> 略
<u>(18)</u> 略	<u>(17)</u> 略
<u>(19)</u> 略	<u>(18)</u> 略
<u>(20)</u> 略	<u>(19)</u> 略
議事調査課	議事調査課
(1)~ (17) 略	(1)~ (17) 略
	(18) 諸規程の制定又は改廃に関すること。
<u>(18)</u> 略	<u>(19)</u> 略
図書室 略	図書室 略

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。